

資料

スイス扶養法の一部改正について
—二〇一二年七月四日付け第一次草案—

松倉耕作

- 1 はじめに
- 2 改正提案について
- 3 若干の特色について
- 4 現行の条文について

1 はじめに

1) 第一次草案についての資料

まず、対象とする「第一次草案」は、本年・2012年7月4日付けで公表された。参考のため、今後の展開についていえば、カントン、市町村などの官庁の意見や、各種の団体からの意見を踏まえて（「意見聴取手続」と呼ばれる）、連邦評議会案（＝政府草案）が作成され、その後、あまり時日をおかずに法律が制定されるのが、通例の手順である。

本稿の対象とする上記の第一次草案については、草案の条文とその簡単な『解説』が公表されている。本稿は、それを参考にしていく。

後学のために補足すれば、インターネットを通じて、スイス連邦→「(スイス連邦) 司法・警察省」の順にアクセスすれば、「子の扶養」というタイトルのもとで、第一次草案の条文、連邦司法省による草案の解説（以下では『解説』と略記する）、プレスレビューの一覧表などが添えられている。原典の参照を希望する方は、それを参照されることを勧めたい。

予備草案・第一次草案の成立過程については、比較法の観点からみてあまり意味のあることではない。それゆえ、これについては、解説の記述に譲ることとする（『解説』12頁以下を参照）。

ところで、旧々法（最初の連邦民法である1907年統一民法）では、子に対する父母の義務のなかでも、扶養義務は、最も重要な義務の一つである。問題の中心は、具体的な扶養の程度である。旧々法では、扶養義務の概略を定めるにとどまり、詳細は運用に委ねられていた。しかし、実務の経験からすれば、運用に委ねるにも限界があると認識され、旧法では立法により解決を図るという方法が選ばれた。具体的には、旧法・改正法では、扶養義務に関して1つの款が充てられ、そのなかで扶養義務に係わる重要な原則が規定されるに至ったのである。

本稿の記述の程度は、改正の方向を示すにとどめる。対象とする「第一次草案」に続いて、おそらく2013年の夏頃、おそくとも2014年には、「政府草案」（前述のように、正確には、「連邦評議会草案」と呼ばれる）が公表されるであろう。政府草案と改正法とは、例外がないわけではないが、内容においても、きわめて近いのを通例とする。それゆえ、政府草案が公表されたおりに、いま少し詳しい紹介を行う予定である。

ちなみに、現行法に対しては、つぎのような批判がある。改正の意図につながるので、項目のみを示しておこう（簡潔には、『解説』9頁以下を参照、および、2012年7月4日付けゾマルグ連邦評議員による声明： ）。)

①父母が婚姻関係にある場合と、しからざる場合とで、扶養面での扱いが不平等である。婚

外出生し、単身の親が子を養育している割合が子の20%にも達している現状からすれば、問題の大きさは小さくはない。

②扶養義務者の資力を根拠とする扶養料の減額があっても、すべての扶養を要する者のうち、子の必要の方が優先されるべきである。

③子以外の扶養権利者（他方配偶者を含む）の扶養請求権よりも、子に対する扶養義務の方がより優先されるべきである。

④立て替え扶養の実現、監視などについて、カントンや市町村に、まる投げするのではなく、連邦レベルでの統一的な規則を制定することが望ましい。

2) 邦語文献

①本稿の対象とする第一次草案に係わる文献 前述のごとく、草案は公表されたばかりであるので、草案の内容についての邦語文献は、本稿のほかには、まったく存在しない。本国スイスにおいても、法律雑誌にすら取り上げられていないので、これを取り上げる邦語文献が存在しないのは、当然のことであろう。

②子の扶養に関連する文献 スイスの扶養法につき、現行法の概要を素描するものとして、下記の文献が存在する。対象とする第一次草案の内容を理解する助けとなるとと思われるので、それを示しておこう。

拙稿「スイス法における親子関係の効力 (1) (4完)」南山法学23巻3号 4号, 2000年, (南山大学) アカデミヤ語学・文学編72号, 同73号, 2001年。上のうち、とくに前掲・南山法学4号101頁, 130頁において、本稿の対象とする「父母の扶養義務」を収録している。同稿は唯一ともいえる邦語文献であるが、制度の概要を知るには、同論文でこと足りるであろう。

なお、それに先立つ簡略な文献としては、つぎの紹介文献がある。拙稿「改正親子法における親子関係の効力——世界の家族法はいま 8」]判例タイムズ32巻12号38頁以下, 1981年。上記・拙稿「親子関係の効力」と異なり、改正の動向を示すことを目的とした、きわめて簡略な紹介草稿である。

3) 欧文文献

①前掲・第一次草案に関する『解説』43頁以下において、第一次草案が起草される段階までに公表されている欧文文献についての詳細な一覧表を見ることができる。概説書や論文を含めて、スイスとしては、かなり多量の文献が示されている。外国の法制度を紹介するわけであるから、後学のためにも、それなりの文献を示すのが、わが国での常道かとも思われる。

しかし、つぎの3つの理由から、ここに欧文文献を列挙することをしない。すなわち、①制度の概要を知るという目的であれば、入手が困難なそれら文献を、入手・通読すべき必要性はかなり乏しい、②前述した一覧文献を見るのに、パソコンを立ちあげてから3分と要しない、③文献名を知ったとしても、それら文献の98%は、残念ながらわが国の大学図書館等には、存在しないであろう（筆者自身は、1907年統一民法が制定されたあとの文献の95パーセントを私有している）。このような理由から、欧文文献の詳細は、すべて前記・解説に譲り、現行法などに関する欧文文献は、ここに列挙することは割愛する。

②立法者による説明 第一次草案を起草した委員会による現行法の概要説明がみられる。公式の説明であるので、以下では、これに基づいて記述しておこう（前掲『解説』7頁以下）。

③ちなみに、スイスの法律雑誌 , , , (最後の雑誌は、家族法を扱う専門雑誌) などでの最近の記事を調べてみたが、扶養法の改正につき参考となる情報は掲載されていない（2012年8月22日現在）。

2 改正提案について

民法の条文を改正すれば、連動して10近くの法令の改正のあることが少なくない。ところが、今回改正の対象とされる法令は、民法を含めて、わずかに2つの法律に限られる。以下では、まず民法の規定から、ついで民事手続法などの規定を示しておこう。

説明の順番は、改正規定を紹介し、ついで可能な限り現行法との異同を示すように努力しよう。なお、現行の規定、正確には、1976年の親

子法全面改正時の規定は、本稿の最後に「参考条文」として示している。その後に改正された条文は、本文中に示している。

それでは以下で、改正の対象とされる規定の内容をみてみよう。

(1) 125条の改正

以下、現行の規定、改正提案の順に稿を進める。

a) 現行の規定

離婚後の扶養を規定する。下記・改正提案に示した条文を参照されたい。現行法の概要については、別稿に譲る（たとえば、
，2006 126 ）。)

b) 改正提案

前記・現行6号の削除が提案されている。これについては、後述する草案285条および290条2項（新設）での説明を参照されたい（後述10）・12）を参照）。ここでも、改正規定だけ示したのでは、読者にとって意味がない。当該条項以外の条文も示しておこう（以下、同様）。

第125条（離婚後の扶養 1.要件）

①夫婦の一方が、相当な老齢保障を含めて、適当な扶養を自らなすことを期待することができないときは、他方〔配偶者〕は、一方配偶者に対して、相当な扶養料を給付しなければならない。

②金銭を給付すべきかどうか、および分担の額およびその〔給付〕期間を決定するさいには、とくに下記の事柄を考慮しなければならない：

婚姻中の役割の分担〔の割合〕；

- 1 婚姻の期間；
- 2 婚姻中の生活状況；
- 3 配偶者双方の年齢と健康状態；
- 4 配偶者双方の収入と財産〔状態〕；
- 5 夫婦の一方による、子の世話のために給付すべき範囲と期間；
- 6 〔扶養〕請求権者の、職業教育、その夫婦の収入の見込み、および修業のための

推測される費用〔負担〕；

- 7 連邦の老齢・遺族保険から期待〔できる金額〕、および脱退の事前給付を含めて、その他の私的なないし公的な世話に基づく給付金。

③〔扶養の〕分担を課すことが、不適當であることが明らかなき、分担〔金〕は、例外的に、減額または免除することができる：

- 1 家族の扶養のために分担すべきその者の義務を、著しく怠っていたとき；
- 2 請求権を有する配偶者が、故意に扶養が必要となる状態を惹起させたとき；
- 3 請求権を有する配偶者が義務者またはこの者に近い結びつきのある者に対して、重大な犯罪行為を犯したとき。

見出しの表現からも分かるように、離婚後の扶養を請求することができる場合を規定する。離婚後扶養という制度は、わが国には存在しない制度であるので、この問題には立ち入らない。一点のみ補足すれば、婚姻中と同レベルの扶養義務が要求されるわけではない（

127 3）。その他、立法者による解説につき、立法者の見解を参照されたい（拙稿「スイス離婚法の改正について——政府改正草案を通じて（下）」家庭裁判月報51巻11号、1頁－82頁、1999年を参照）。

(2) 取り立ての助力

取り立て助力制度が導入されるまでには、激しい議論がなされてきた。その展開は、要するに、①扶養料の「不足」が生ずるときは、権利者（子）と義務者（通例は子の父）とで、不足を分担する（いわば不足の双方分担）、または、②扶養義務者の最低生存限度までは、扶養義務者の負担となる（いわば片面的不足負担）という対立である（簡潔には、『解説』12頁を参照）。

従来の実務は、後者に傾いているが、その根本的な解決は、立法による解決に委ねられていたのである（とくに『解説』13頁以下を参照）。解決の視点は、とくに、①扶養立て替え制度と扶養助力との調和、②扶養立て替え実務の統一、に置かれていた。

立て替えについては、草案131条（改正）、同131条a（新設）、同176条a（改正）、同290条2項（新設）などの規定に係わる（全体像について、むすびの項を参照）。各条の説明では、改正案の概要を紹介するにとどめる。

a) 現行規定

〔1976年、全面改正法に基づく現行規定〕

第131条（Ⅳ 執行 1. 取り立て助力と立替え）

①義務者が扶養義務を履行しないときは、子ども保護官庁または、その他カントン法により定められる専門機関は、申立に基づいて、扶養料請求の執行にさいして、適切な方法で、かつ原則として無償で、〔扶養を求める〕権利を有する者に、助力しなければならない。

②連邦評議会は、本令〔に定める〕取り立て助力について規則を定める〔ものとする〕。

〔現行の規定、離婚法による制定〕

第131条（Ⅳ 執行 A 取り立て助力と立替）

①（後見保護官庁→子ども保護官庁、と変えたほかは、前記1項と同じである。）

②扶養義務者が扶養義務〔の履行〕を怠るときは、立替金の支払いについての規則は、公法で定める。

③市町村が扶養権利者の扶養のために費用を立て替えたときは、扶養請求権は、すべての権利とともに、当該市町村に移転する。

規定の面では、扶養料取立ての援助、公的な立替え制度、支払いを怠る債務配偶者に対する支払い命令などを規定する（131条－132条）。財産隠匿等の危険ある場合の担保提供命令（132条2項）など、比較法面でも、有益な制度が用意されている。

i) 扶養料取立ての援助

婚姻法改正のうちに新設された規定である。

第1に、義務配偶者が扶養義務の履行を怠るときは、所定の機関（後見官庁等の法定の機関）は、権利配偶者の申立に基づいて、履行に向けた援助を行う義務がある。援助の具体的な内容は、

規定には明記されていない。個々の事情に応じた「適切な方法で」援助する旨が規定されるにすぎない。草案『報告書』でも、それ以上の説明はない。

第2に、前述の「援助」では扶養料の義務が実現されなければ、さらなる援助として、扶養料立替え制度が新設される（2項）。立て替えた場合には、立て替えた範囲で、扶養料請求権は年金を含めてすべて市町村に移る（3項）。

立替えの制度は、オーストリアやドイツでは特別法で対応するのが通例である（オーストリア法について、拙稿「扶養立替金の付与に関するオーストリア新連邦法」南山法学8巻2号97-156頁、1984年；ドイツ法については、三宅利昌「ドイツにおける扶養法の改正について」創価法学36巻2号171頁以下、2006年；冷水登記代「私的扶養制度と公的扶助制度の競合と調整——ドイツ法の取組みと議論を手がかりにして」私法71号239頁以下、2009年などを参照）。しかし、スイス法は上記の規定以外の特別法の予定はないようである。地方分権の強いスイスの立法の常として、連邦法（ここでは民法のこと）では基本的な方向性のみが示され、その具体化はカントン政府に委ねられたのである。

それゆえもあってか、草案『報告書』においても、①具体的規制はカントンの裁量である、②最高限度額の法定、収入や財産状態を考慮する等の説明がある程度である。それゆえ、この面での詳細を研究するには、民法の制定された後に、カントン法を調査する必要があるであろう。本稿では、そのことを指摘するにとどめたい。

ii) 支払命令等

第1に、支払命令の制度は、すでに旧法のもとでも存在した。すなわち、親子法と婚姻法の下での規定（旧民291条・177条）がそれである。前者は、子の扶養を怠る父母に対する支払命令であり、後者は、婚姻中の家族に対する扶養義務を怠る夫に対する支払命令を定める。離婚法のもとでは相応の規定を欠いていたので、規定の新設を提案するものである。

第2に、離婚後も、悪意で扶養義務を怠る義

務者に対しては、刑事罰(刑217条)を課すことができるというほど強力なものである。もっとも、このようなサンクションが現実にはどの程度まで実行されているか、興味深いところであるが、文献からはその中身をまったく知り得なかった。

）草案の規定

立法前の議論において、立て替えのあり方についての改正が議論されていた。カントンレベルでは、たとえば、「説明書 M」の公布という形式で立て替え助力を行うカントンもあれば、債務配偶者との交渉ないし支払い合意に基づいた給付、または執行法に基づく手続をとるカントンもみられた。

国連「子ども権利条約」27条4号によると、締約国は、両親に対する子のために子の扶養請求権の主張および財政的な責任を負う者に対して、あらゆる適切な措置をとる義務を要請している。スイスでも、「連邦司法・警察省」内の関係機関が、上記要請を実施することが承認されている（その内容につき、簡潔には、『解説』34頁）。

このような背景を受けて、連邦評議会は、立て替えについての規定の改善と連邦レベルで統一するべく、みずから課された義務を実行したのである。その具体的内容は、現行民法290条2項のもと、草案を制定する権限を持つべく提言をなした。この政令においては、連邦評議会は、立て替え機関のための拘束力ある給付カタログを提示している。これは、実務の運用を考慮した結果だといわれる。その結論は、外国に居住する夫婦についても、同様とされることが重視されている。

このカタログにおいて確定された扶養給付が実現されることを保証するためには、立て替え機関が必要な権限を持つことが必要である。このような理由から、連邦評議会は、カントンから特定の機関に、この課題を委譲することを要求する。具体的には、この課題を管轄するようにするため、子ども保護官庁や成年保護官庁が、新・成年後見法において、専門の官庁がこれを

扱うことが明確にされている（改正440条）。そのような定めを欠くカントンでは、専門の官庁がこれを担当することに改正されている。

ちなみに、新後見法については、筆者による条文訳が存在する（拙稿「スイス後見法、親子法——2013年1月1日施行法の邦訳」本誌25号、81頁以下、2012年）。

(3) 立て替え制度

周知のように、最近では、すでに多くの国で採用される制度である。いずれわが国でも、検討されるべき法制となるであろう。

131条 a の新設

第131条 (2 立て替え)

①義務者が扶養義務を履行しないときは、公法において、〔扶養〕義務者への通告について規定する。

②市町村が権利者の扶養のために扶養〔料〕を立て替えたときは、扶養請求権は、すべての権利とともに、市町村に移転する。

）現行法

新設予定の規定であるので、対応する現行法の規定は存在しない。

）改正提案

扶養料の立て替えのさいにも、前述した後見法の改正、つまり「子ども保護官庁」の登場が予定されている。もっとも、扶養立て替え制度自体は、1996年親子法の改正のうちに導入されている。

それはともかく、子どもからの扶養請求（権）の執行のさいの官庁の助力は、つねに無償である。

上記の条文によれば、扶養立て替えの実務は、公法で規定される。立て替えたときは、一種の第三者弁済であるので、債務配偶者などに対する権利は、立て替えた市町村が取得するのは、当然のことであろう。

なお、立て替えに関連して、後述する草案176条 a（離婚のさいにも、立て替え制度が適用され

る旨を明言する規定)も参照されたい。

(4) 132条の見出しの改正

第132条(3 債務者〔配偶者〕への指示と担保〔の提供〕)

〔改正なし〕①義務者が扶養義務を怠ったときは、裁判所は、義務者に対して、全部または一部を、権利者に給付すべく指示することができる。

〔改正なし〕②義務者が扶養義務の履行を頑強に怠るとき、または義務の履行を逃れようとしたり、その財産を浪費もしくは隠匿したと認められるときは、義務者は、将来の扶養料につき、相当な担保を提供する義務を課せられうる。

a) 現行法

第131条(VI 執行 1 立替え助力と立替え〔制度〕)

①〔扶養〕義務者が扶養義務を履行しないときは、後見官庁またはカントン法で定めるその他の機関は、申立に基づいて、扶養請求の執行にさいして、適切な方法で、かつ無償で、扶養権利者に助力しなければならない。

②義務者が扶養義務を怠る場合において、立替料の支払いを定める公法の規定を留保する。

③市町村が扶養権利者のために扶養料を負担したときは、扶養請求権は、すべての権利を含めて、市町村に移転する。

説明は、前記(3)および別書に譲る(134)。

b) 改正提案

本条のものは、離婚法で改正された規定である。

条文で明らかなように、義務を怠る者に対する履行の指示、および所定の事由があるときは、担保の供与を命じることができる旨を定めたものである。なお、見出しの表現も変わっていない。見出し語の前についた番号が改正されるだけである(現行では「2」→改正提案では「3」への変更)。

(5) 第176条(別居のさいの規則)

①共同世帯の解消が正当であるときは、裁判所は、配偶者の一方からの申立に基づいて、〔下記のことを〕行わなければならない：

1 〔夫婦の〕一方が他方および子どもに負うべき扶養料を確定すること〔この1号は、フランス語テキストのみの改正である〕

2 住居や家具の利用について定めること

3 正当な事情があるときは、別産を命じること

②他方が正当な理由なく〔同居を〕拒否したために、共同生活ができないときも、夫婦の一方は、前項の要求を行うことができる。

③夫婦の一方に未成年の子があるときは、裁判所は、親子間の効力についての規定にしたがって、必要な措置をとる〔ことができる〕。

a) 現行法

夫婦が別居状態にあるさいの、とくに夫婦間での扶養義務を定める規定である(170)。

たとえば、家具や住居の扱いは、わが国と異なり、とくに居住する住居についての処分を制限するなど、婚姻中でも制約が強い(処分制限については、拙稿「スイス婚姻法の概要(2)」本誌6号210頁-215頁、2007年参照)。その延長の問題として、別居中の住居などの扱いについての規則の決定を要求しているのである。

b) 草案の規定

第1に、上記のテキストで明らかなように、別居のさいの規則を定めている。フランス語テキストにおいて、配偶者から から夫婦

に変更された(変更の趣旨については、『解説』35頁を参照。なお、ドイツ語テキストの変更はない)。

第2に、正当事由を欠く別居のさいにも、1項の適用がある。

第3に、未成年の子があるときは、子を保護する「親子関係の効力」に関する規定が適用される(拙稿「効力」前掲を参照)。

(6) 176条 a の新設

第176条 a (4 執行 立て替え助力および扶養料の立て替え)

立て替え助力および扶養料の立て替えについての規定は、離婚のさいのそれを準用する。

上記の規定は、新設を予定する規定である。本条は、別に述べている扶養料の「立て替え」に関する規定を、離婚の場合にも準用する趣旨の新設規定である。その趣旨については、特段の説明を要しないであろう。

(7) 177条見出しの改正

第177条 (債務者への指示)

〔改正なし〕夫婦の一方が、家族に対する扶養義務を履行しないときは、裁判所は、この債務者に対して、他方は配偶者に対して、全部または一部の支払いを指示することができる。

内容面で、義務違反が家族に対する扶養義務の場合である。裁判所による支払い指示は、前記・132条の場合と同じ趣旨である。

改正部分は、条文の見出しのみの改正である。厳密に言えば、見出しの前の数字の改正であって、見出しの表現は変更されていない（現行4→改正提案 b への変更）。

(8) 扶養法本来の規定

276条以下の規定は、扶養法を対象とする規定である。当初は、1974年「親子法」全面改正のうちに制定されたが、その後、1993年2月17日付けで、「成年年齢、婚姻年齢、父母の扶養義務に関する連邦法」が改正を受けている（これらの法については、官報1993年第1部1169頁以下を参照）。

第276条 (通則 1. 対象と範囲)

①〔改正なし〕父母は、養育、教育、および子の保護措置に要する費用を含めて、子の扶養に要する費用を負担しなければならない。

②扶養は、それが子の福祉のために必要であるかぎり、養育および教育〔の形で〕給付する

ことができる。子が父母の監護のもとにいないときは、扶養は、金銭給付により行われる。

③〔改正なし〕子の労働収入または財産により、子〔自身〕の扶養をまかなえることが期待できるときは、その限度で、父母は、扶養義務を免除されうる。

a) 現行法

本来の扶養の規定は、本条以下で規定される。

以下において現行法の説明は、その大半を、拙稿・前掲「スイス法における親子関係」に基づいている。それゆえ、解説的な事柄については、該当頁数につき、そのつど引用する煩雑さを割愛した（ちなみに、『解説』7頁以下で、父母の扶養義務、扶養義務の対象と範囲、子のための扶養額の算定などについて、概要説明がみられる）。

1) 扶養義務の範囲

旧規定を制定する当時の政府草案（以下、これを政府草案と略記する）と改正法とでは、とくに1項につき言い回しを少し変えているが、趣旨においてまったく変更がない。2項・3項は草案から全く変更がない。

2) かつての改正法

第1に、扶養分担の債務者は、法律上の父母である。子の父母は、子の扶養に要する費用を共同して負担する義務がある。父母の一方が死亡や給付不能などにより義務を果たせないときは、他方が単独で扶養の負担を負う。未婚の母の場合には、子の父が法律上決まらない限り、母が単独で扶養義務者となる。

これ以外に、たとえば、継親（実親と婚姻した父母）、子の近親者（本稿では扱わない）、ゲマインベーゼン（＝市町村）などが何らかの義務（助力義務、扶養料立替義務など）を負担することはあっても、それは、ここでのいう扶養義務ではない（たとえば、18 312は、この趣旨を明言する）。

第2に、扶養義務の対象となる範囲についていえば、扶養の範囲は、直接に生活・生計に要

する費用だけではなく、教育、修業、および子の保護措置に要する費用（もっとも、その手続に要する費用は除かれる）、とくに子の世話に要する費用も含まれる（276条1項）。

結論において旧法下での通説・判例の見解を採用したものである。条文にない項目を一点補足すれば、子の権利保護に要する費用も扶養義務の射程に含まれる（判例あり）。ちなみに、標準となる扶養必要費についての統計資料もみられるが、これがどの程度利用されているかは知ることができなかった（

18

319では、年齢別、必要項目別、子の人数別の数値が示されている。さらに、扶養額算定の具体例も示されているので、是非とも参考されたい）。

第3に、子と同居する場合にあっては、子を養育し、それに要する費用を負担するという方法によって、扶養義務を履行するのを通例とする。ここで、扶養義務の程度は、必要費用を限度とするわけではなく、「その資力に応じた適切な範囲で」（親権を定める302条1項ではその「地位に応じて」教育すべし、婚姻法163条1項では「各自の能力に応じて」家族の扶養を配慮すべき旨を定める）、扶養すべきであるという意味である（異論なし。20 21）。現物

給付が原則である。

なお、父母の間で、子の扶養につき争いが生じたときは、最終的には裁判官が扶養額や扶養方法を決することになる（172条—173条参照）。婚姻法の領域に係わる問題であるので、詳細は別書に譲る（拙稿「スイス婚姻法の概要（2）」本誌6号220頁以下、2007年。簡潔には、拙稿「スイス新婚姻法の概要」判例タイムズ619号104頁以下参照、1986年）。

これに対して、同居していないとき、たとえば、離婚、裁判別居、事実上の別居などにより共同世帯が解消されているときは、子の生活に要する費用を分担（必要費用の負担）するという方法で、扶養義務を履行することになる。276条2項の規定は、これら2つの扶養給付の主要形態を明記したものである。もっとも、扶養給付としての金銭給付には、特則が用意される（276条—284条）。なお、父母が別居して

いるときには、同居父母が現物給付、別居父母が金銭給付というのが通例のパターンのようである（

20 33

18 311）。

第4に、子が収入獲得活動を営んでいる場合の扶養義務の範囲はどうであろうか。子がその労働収入その他の財産によって、子自身の必要経費を支弁することが期待できるときは、その限度において父母は扶養給付を免れる（276条3項）。扶養給付の減額・免除の根拠となる「資力」としては、子の労働収入がその最たるものである。それ以外には、社会的給付、父母の拘束ないし管理を免れている子の財産などが主なものである。

b) 改正提案

扶養義務の対象と範囲を定める規定である。

草案の2項によれば、子は、一方の父母のもとで長く世話を受ける場合がありうる。その場合の扶養の対象について言及し、夫婦が別居するさいには、金銭給付を行うのと同様に、子を世話することも扶養の一つの形態と認めることを、明言したものである（その他については、『解説』36頁を参照）。

結論において、最近の諸外国の法制と歩調をあわす改正である。

(9) 276条 a の新設

第276条 a (2 未成年の子に対する扶養義務の優先)

未成年者に対する扶養義務は、家族法上の他の〔者に対する〕義務に優先する。

）現行規定

新設規定であるので、現行法では、相応する規定は存在しない。

）改正提案

未成年者に対する扶養義務は、他の親族に対する扶養義務より優先すべきことを、明言したものである。

本条を新設する規定は、改正の柱の一つを実現するものである。草案解説によれば、「未成

年の子に対する扶養義務が、他方配偶者および成年の子に対する扶養義務より優先する旨が明言された」と説明する（『解説』36頁）。この結論は、学説の圧倒的多数説および一部カントン（たとえば、カントン・フライブルク）での運用実務を採用したものである（その余の詳細についても、『解説』36頁を参照されたい）。

（10）扶養料の算定

つぎの2条に係わるので、続けて示しておこう。

下記のうち285条1項および2項の規定は、離婚法改正のおり、改正を受けた規定である。

第285条（Ⅳ 扶養料の算定 1 父母の分担）

①扶養料は、子の必要および父母の生活程度と給付能力とに相応していなければならず、その他に、子の財産や収入、および子の世話につき分担していない父母の貢献も、考慮することができる。

②扶養料の算定にさいしては、扶養義務者に帰属する、子ども手当、社会保険からの年金、その他子の扶養のための給付〔金〕は、裁判所が別段の決定をしていない限り、扶養料に追加して、支払わなければならない。

③ 扶養義務者が老齢または疾病を原因として、のちに得る社会保険年金または、収入（ ）に代えて得た、子の扶養のための同様の一定の給付を得たときは、上記の父母は、これらの給付を子に支払わなければならない、これらの給付は、新たな給付の範囲につき、法律によって、それまでの扶養料を減額させる。

④扶養料は、予め支払わなければならない。裁判所は、支払いの期限を確定する。

285条 a の新設

第285条 a（2 子の扶養のために〔付与される〕一定の給付〔金〕）

①裁判所がこれについて何らの決定もしていない限り、〔扶養義務を負う〕父母の一方は、扶養義務者である父母の一方に帰属する、子ども

も手当、社会保険年金、および子の扶養のための同様の、一定の給付は、扶養料に追加して子に支払わなければならない。

②扶養義務を負う父母の一方が、老齢または疾病を原因として、のちに得る社会保険年金または、収入（ ）に代えて得た、子の扶養のための同様の一定の給付を得たときは、上記の父母は、これらの給付を子に支払わなければならない、これらの給付は、新たな給付の範囲につき、法律によって、それまでの扶養料を減額させる。

上記2条では、扶養分担額の算定、および、とくに算定にさいして考慮されるべき事項について規定される。

a）現行法

扶養分担額の算定について規定する。

第1に、総論的にいえば、分担額は月額で決定されるのが通例である。なお、98年離婚法により第285条1項が下記のように改正されている。

「扶養分担額は、子の必要費、両親の生活程度および給付能力に応じて、さらには子の財産や収入および監護権を有しない父母の一方の、子の世話についての貢献をも考慮しなければならない。」「監護権」以下の部分が付加されたのである。すなわち、とくに家事執行配偶者たる妻も、子を世話していることにより、扶養分担義務を果たしていると評価するのである。

第2に、算定の要素につき、規定によれば、扶養分担額は、一方で子の必要費および父母の生活程度や給付能力に応じて、他方で子の財産および収入を考慮して算出する（285条1項）。法定の基準（97年改正前のドイツ民法1615 16条は、これに準拠する方向をとる）に強く依拠するという方式は採用されなかった。むしろ、あらゆる事情を総合的に判断して必要な扶養額が算出される、という構造である。ゆえに、たとえば、義務者の収入は算定の重要な要素ではあるが、それだけで算出すべきものでないことは、多くの文献が強調するところである（

21 15)。下記の判決は、総合判断を行なった一例といえる。

連邦裁判所の判決のなかには、先例（107 410）の趣旨に沿いつつ、両親がとくに高額所得者であるなら、子も、高いレベルの生活必要費を請求できる、と明言する例もみられる（116 110 3 1990年5月17日連邦裁判所判決。本判決はこの点の先例として、83 359を引用する）。

もっとも、本件では、父親（非嫡出子を認知した男性）の年収は70万フラン（90年当時で約7000万円程度）を超えている。原審の認めた扶養分担額は月額1500フラン（約15万円程度）である。これを不服（ドイツのような定額給付、また居住するチューリヒでの平均的収入を基準とすべしと主張したものと思われる）として父からの上告審において、前記のように説示したものである。

さらに、複数の子（兄弟姉妹）は同等に扱われるべしとの一般論を展開したのち、離婚した前婚の子2人に対して、それぞれ月額1500フラン支払われていることから、本件の非嫡出子にも、それと同等の扶養料の負担を命じたのである。

少し補足しよう。父母の生活能力は、その実際の生活水準を意味するから、後者はおそらく父母の給付能力を上回るとされる。父母は、その給付能力に関しては、等しく負担しなければならない。ドイツ法では、連邦政府が命令によって決定した標準扶養額を定めている。スイスはそのような方法はとらなかった。基準の定立は、学説・判例に委ねる趣旨である（旧法の改正時での記述。拙訳「スイス親子法に関する1974年連邦参事会法案——親子関係の効力」南山法学4巻1号1980年 121頁による）。学説・判例に委ねた方が、硬直的規則からの拘束を免れるという判断からである。

さらに、父と母とは、その給付能力に応じて、平等に負担すべきである。（163条1項をも参照）、ゆえに父母の一方の扶養分担額を確定するさいには、他方の給付能力をも考慮することを要する、未成年者に対する扶養義務は、配偶者に対するそれより優先する、などの解釈原則が採用

されている。

第3に、監護権者でない父母の一方の子に対する世話の度合いも、分担額決定の要素の一つに加えられた（98年離婚法による285条1項）。離婚法の立法者の説明によると、子の衣食住の費用や疾病保険料のような扶養のための基本的費用は、共同監護の登場によっても影響を受けない。たとえば、経済事情が許せば、監護している父母がベビーシッターを雇った場合、これによりその父母は自由時間ができる。このような要素も考慮に入ることである。立法者は明言していないが、これにより生じるベビーシッターを雇う費用も、扶養料の要素となりうるということかと思われる。

第4に、社会保険等からの収入の処置につき、社会保険、事故保険、賠償保険などからの給付が生じることがある。その場合には、扶養額を減額するのであろうか。立法者は、これら給付を子の得る収入とみる。つまり、これらの給付金は、扶養分担額の確定に際して、これを考慮しなければならない（285条1項）。

これに対して、給付金が扶養義務者に帰属するときは、たとえば児童手当、老齢保険年金、疾病保険年金、および出生手当や修業手当などの給付金は、裁判官が別段の決定をしない限り、扶養分担金にこれを付加して支払わねばならない（285条2項）。詳細は別書に譲る（

21 16）。

第5に、資力が十分な場合の両親の生活レベルと子の必要につき、生活レベルが高ければ、子の必要も高く変えられるべし、とされる（前掲・116 113）。もっとも、別居しておれば、同居時よりも子に支払える額は少なくなると意識されているようである（

21 15）。これと異なり、資力が十分でないなら、義務者が善意で給付できる額が標準となる。

第6に、支払い期日につき、扶養分担金は、予め裁判官の決定した期日までに支払わねばならない（285条3項）。この規定は、婚外子の扶養分担金の規定（旧319条）に相応するものである。

b) 改正提案

第1に、旧法制定時の草案285条の規定は、もっぱら扶養料の算定について規定する。1項および3項は表現を少し変えているが、その趣旨については、まったく変更がない。

第2に、2項の表現は、現行の表現とかなり異なる。現行の規定では、児童手当などの給付金を、裁判官の裁量により、場合によって分担金から除外することを認める余地を残している。草案2項では、それら給付金を必ず考慮して扶養料を定めるべき旨を定める。現行の原則的扱いを重視した変更になっているといえよう。

もっとも、草案285条 a では、それら社会的給付などは、裁判官による裁量の余地を残しながら、扶養料に付加して支払うべき旨を定めているので、現行の扱いと大差ないのではないかと思われる（立法者も、その趣旨を明言する。『解説』36頁）。

第3に、その余の事柄については、ほとんど現行法について説明したことが参考となるので、それ以上には立ち入らない（草案の立場についての詳細は、『解説』37 38頁を参照されたい）。

(11) 286条 a の新設

第286条 a（Ⅳ 不十分な扶養料のさいの、諸事情の著しい改善）

①子のための適切な扶養を満たす扶養額が確定することができなかったが、その後、扶養義務を負う夫婦の一方の〔財産〕状況が著しく改善された場合、扶養料について、合意または決定において確定されたときは、子は、上記の父母の一方に対して、適切な扶養を支弁するのに不足していた額につき、最後の5年間〔分〕を給付すべきことを請求することができる。

②前項の請求は、子の扶養のために要した〔費用の〕限度で、市町村に移転する。

a) 現行法

今回の改正で新設を予定される規定であり、現行法では、対応する規定はみられない。

b) 草案の規定

現行法によれば、扶養義務者の財産状況が著しく改善されたときには、子は、扶養料の増額を請求することができる（民286条2項）。わが法流にいうなれば、事情変更に基づく増額請求を許容する条文である。

上記の現行法では、財産状況の改善との内容が示されていない。きわめて抽象的な表現にとどまっている。これにつき、改正を予定する草案286条1項の規定では、財産状況が著しく改善された場合、扶養料について、合意または決定において確定されたときは、子は、上記の父母の一方に対して、適切な扶養を支弁するのに不足していた額につき、最後の5年間分を給付すべきことを請求することができる、と規定される。

すなわち、扶養料増額につき合意などによる確定と、財産状況の改善という2つの要件の充足が要求される。さらに立法者は、財産状況の著しい改善の例として、遺産の相続、贈与、宝くじの賞金取得、収入の著しい増加などを挙げている（『解説』39頁参照）。

結論において、上記の要件が満たされれば、5年を限度とする子からの増額請求が許容されるわけである。増額を認めるさいには、裁判所は、上記の要件が満たされているか否か、および増額の額を判断しなければならないことになる。その手続については、民訴296条に従うことになる。同条では、家族関係のなかでの子に係わる事柄につき、裁判所が職権で情況の解明を行うことができる旨が明記されている。

(12) 290条の見出しおよび1項・2項の改正

第290条（Ⅱ 執行 1 適切な助力）

①父または母が扶養義務を履行しないときは、子ども保護官庁または所定のかントンの機関は、子および他方配偶者の申立に基づいて、扶養請求の執行のさいに、適切な方法で、かつ無償で、助力しなければならない。

②連邦評議会は、本令の立て替え助力を行う〔方法〕につき、確定する。

a) 現行法

上記の2条では扶養分担額の取立てについて定める。

まず、旧法制定時での政府草案との違いについていえば、289条・290条ともに、政府草案(289条・290条)からまったく修正がない。ちなみに、両条ともに新設規定であった(この領域の文献については、とくに、23 01所掲の文献を参照されたい)。

第1に、分担金請求権の法的性質論は別書に譲り(23 02)、扶養分担金の請求についていえば、請求権は子に帰属する(289条1項)。この理は、子が当事者として関与していない、婚姻法上の手続(98年離婚法による改正前の規定である156条2項)において扶養分担金が確定されるときにも変わりがない(112 202)。この請求権は、扶養請求権と同様に、288条の留保のもとでは放棄できない。

扶養分担額は、判決または契約(合意)で定められた期限内に、通例は月初めに、当月分を支払うことを要する(285条3項)。期日の到来したときから、5年の時効にかかる(債務法125条1号)。すでに期限の到来した債権は、相続の対象ともなる。分担金が目下の扶養のために必要である限り、相殺(債務125条2号)、譲渡(債務164条1項、107 465 事案は、離婚後の成年の子の扶養に関する)、差押(執行法93条)は不可である(その他、分担請求権の性質については、たとえば、23 03)。

これらの扱いは、わが国での家裁実務とは異なる部分も少なくない。とくに、合意による確定のときから扶養料債権となり、かつ相続の対象となるとする扱いは、とくに審判においては、調停申立時から未払いとする家裁実務の方が、子にとって有利であろう。

第2に、子が未成年の間は、その法定代理人への給付が必要とされる。これは当然のことである。98年離婚法では、289条1項が下記のように修正された。

「①扶養分担金請求権は、子に属し、子が未成年者である間は、その法定代理人または監護権者への〔分

担金の〕給付によって履行される。」

これによって監護権者も分担金を受領する権限が認められたことになる。共同配慮権(=共同親権)の余地を認める制度が採用されたことに伴う修正である(立法者の意思である)。

95 244 3 16)。98年離婚法の改正以前であれば(施行は2000年1月1日である)、親権者は受領権を喪失し、監護権者のみがこれを有するという結果を導いていた(

18 309は、この趣旨を明言する)

第3に、怠慢な父に代わって、わが国でいえば市町村に相当するゲマインベーゼンは、各カントンの社会政策立法の基準に従って、子の扶養費を負担する場合がある。旧法下では(旧329条3項)の解釈として、このような場合には、子の扶養料請求権はゲマインベーゼンに移転するとされていた(通説・判例。「法案」124頁による)。改正法はこの見解を採用して、子の扶養料を立て替えたときは、子の扶養料請求権は、すべての権利とともに、ゲマインベーゼンに移転すると定めたのである(3項参照)。

18 308 18 315)。

第4に、取立て助力につき、立法者の見解によれば、ことに未婚の母は、扶養分担金を取り立てるのに、経験則によれば、強制執行や刑法に規定される手段を十分に用いておらず、公共組織の取立機関や市町村が、有益な助力をしている場合が多いようである(旧法制定時の記述。拙訳「法案」124頁。取立て助力の文献については、別書での説明に譲る。たとえば、23 07所掲の文献を参照されたい)。

この種の取立てでも、取立て助力は効果が高いようである。そこで、規定(290条)では、夫婦の一方の申立に基づき、取り立て助力をすべき義務を、後見官庁などに課している。各カントンは、この任務をその他の機関に委ねることも可能であった(詳細については、

18 364)。

この種の助力は、弁護士資格を有する者のみがないうるわけではない(通説・判例)。成年の子自身も、助力を求める権利を有する。助力の対象は、判決または契約で確定された分担金の

給付である。無償なのは、助力機関の役務のみである。その他の、たとえば執行手続に要する費用、権利主張に要するそれ、弁護士費用、立替金などについては、無償となるわけではない。

第5に、債務配偶者に対する命令につき、扶養義務を怠る場合の処理につき、旧法（171条）のもとでは、扶養義務を怠る夫がいる場合には、裁判所は、夫の債務者に対して、債務を直接妻に給付すべき旨の命令を発することが認められていた。ところが、このような命令は、付随的な効果を生む危険、たとえば、雇い主が立腹して夫を解雇する、命令を避けるために夫がたびたび勤務先を変更する、夫が勤労意欲を失う、といった弊害が生じることもありうる。

しかし、命令制度は長所、たとえば、強制執行と異なり、逐一新たな提訴を要しない、将来の給付にも対応できる、という過小評価すべからざる長所もみられる。改正法の立法者は、この制度の長所を採用し、内容面でも旧法より拡大し、父親の債務者だけでなく父母双方の債務者に対して、債務の弁済を命じうるものとしたのである（291条参照）。詳細は、別書に譲ることとする（ 23

10 18 366 ）。

b) 草案の規定

草案『解説』では、まったく説明がみられない。今回初めて登場する制度でないことが理由かと思われる。

他方、助力の具体的な内容については、政令が発せられるものと思われるが、草案での説明がないために、その内容は知ることができなかった。

(13) 295条2号の改正

第295条（未婚の母の請求）

①母は、子の出生後遅くとも1年以内に、父またはその相続人に対して、補償を請求することができる：

1〔改正なし〕出産費用について；

2子の出生前少なくとも4週間〔の〕子の扶

養について；

3〔改正なし〕子への最初に要する出費を含めて、懐胎や出産の結果必要となった費用について。

②〔改正なし〕懐胎がそれ以前に終わったときは、裁判所が、公正の見地から、相当な費用の全部または一部の返還を命じることができる。

③〔改正なし〕母が法律または契約に基づいて請求した〔扶養料を〕第三者が給付したときは、相当であるかぎり、これを参入しなければならない。

a) 現行法

未婚の母の扶養請求について規定する。

旧法の成立段階について、補足しておく必要がある。

第1に、政府草案（295条）1項において、「子の出生後1年以内に」という表現が、改正法では「遅くとも…1年以内に」と修正された。趣旨において変更はないものと思われる。

第2に、2項において、政府草案では賠償金を支払うべき相手として「母に」と明示していたが、改正法ではこの文字が修正された。省略しても誤解の生じる余地がないからであろう。ゆえに、内容面では、政府草案とまったく相違はないことになる。（この領域の文献については、

24 01所掲のそれを参照されたい。）

第3に、未婚の母は、子の父に対して、賠償請求権を有するにとどまる。父が死亡している場合でも、その相続人に対して請求することが可能である（295条1項参照）。出訴期間は、子の出生後1年以内が原則であるが、例外的にはその後の請求も可能である（1項・2項参照）。

ちなみに、出産費などにつき、旧法下では、出産費用・懐胎中に要するそれは、母が婚姻していれば、婚姻法の規定に従って負担され（旧160条2項）、母が婚姻していなければ、父性確定の訴えに付随して規定されていた（旧317条）が、改正法では、子の扶養に関連して規定された（詳細については、 22 438 ）。

第4に、そのような請求権の根拠につき、旧

法におけると同様に、父性確定の訴えが認められたとき（旧317条の前提要件である）、または父が子を任意認知したとき（旧309条2項）には、子から父に対する扶養請求権が発生する（なお、認知訴訟などについては、拙著・前掲『概説スイス親子法』61頁以下参照）。そのさいの出訴期間、管轄については、父性確定の訴えに関する規定が適用される。それはともかく、本条の規定する賠償金請求は、認知訴訟などと同時に提起することも、当然可能である（24 02が明言する。なお、書式のサンプルにつき、132を参照）。

第5に、扶養請求権の拡大につき、出産後の費用のように、子の出生後に母へ賠償されるべき扶養料請求の期間は、4週間から8週間に拡大された（2項）。規定のうえでも「少なくとも」という表現からも明らかなように、扶養期間がこれより長くなることがある（

24 07はこの趣旨を明言する）。

ちなみに、流産の場合にも、父が上記の賠償義務を負担するかは、争いがあった。連邦裁判所は否定するが、肯定説も少なくなく、学説も二分されていたようである（拙訳「法案」前掲128頁参照）。

それはともかく、規定によれば、以前に懐胎を終えているときでも、裁判官は、公平の見地から賠償金の一部または全部の支払を命じることができる旨の規定が新設された。立法者によれば、この理は、妊娠中絶の場合と同様に、流産の場合にも適用される（拙訳「法案」前掲・同頁）。

第6に、父に対する賠償金の範囲につき、第三者からの給付、たとえば子の母が取得する疾病保険給付や雇用者からの給付など（

24 09の挙げる例による）は、父の賠償額を減額する事由にはならないことになる。このような第三者からの給付の算入につき、算入ないし考慮するか否かは裁判官の裁量事項である（立法者の意思である）。

第7に、慰謝料請求につき、旧法の規定（旧318条）によれば、①男性が、子の母と同衾する前に婚姻の約束をしたとき、②同衾にさいして母に犯罪を用い、または、③母に対して父の有

する権限を濫用したとき、または、④母が同衾当時いまだ成年に達していないときは、未婚の母に、慰謝料請求権を与えている。この慰謝料請求権は、人格権保護に関する民法28条および債務法49条の適用例とされる。この請求権は、婚約破棄を理由とする慰謝料請求権（旧93条）と同質のものと解されている。

慰謝料請求は、上記2つの規定に基づいても根拠づけることが可能である。それゆえ、婚外懐胎の場面では、慰謝料請求を根拠づける新たな規定は不要である。外国法でも、そのような規定はみられない。それゆえ、立法者は、特別な慰謝料請求規定を設けることを放棄したのである。

b) 草案の規定

上記の提案のように、現行1項2号の削除が提言される。現行295条の規定は、1976年1月1日施行の親子法により導入された規定である。内容は、未婚の母を保護する趣旨で、子が出生するまでの保護を目的としたものであるが、今日では、その存在意義を失っているという認識ゆえの削除提案である。それにつき、立法者の説明によれば、そのような場合には、労働法上の規定により、および母性保険や疾病保険において、295条による給付を想定した給付が規定されたからである（『解説』39頁による。なお、草案3号を参照）。

(14) 329条1項 の新設

第329条（〔扶助〕請求の範囲と主張）

①〔改正なし〕扶助を求める請求は、義務者に対して、相続権の順で主張し、かつ扶養を必要とする者の扶養のために必要であり、義務者の状況からみて相当である給付を求めることができる。

② 別居または離婚ののちに、収入が減少したために苦境に陥った者には、扶助を求める請求権はない。

③〔改正なし〕特別な事情のため、義務者に扶助を求めることが不当と思われるときは、裁判所は、扶助義務を軽減または免除することが

できる。

④〔改正なし〕子の扶養訴訟についての規定、および市町村への扶養請求権の移行についての規定を、〔前項の場合に〕準用する。

a) 現行法

現行規定との関係では、1項bisを新設したただけであって、それ以外の改正はない。

b) 改正提案

規定のような場合には、扶養請求は認められないという趣旨である（『解説』39頁参照）。

(15) 今後の進行

①以上の規定は任意的レファランダムに服する。

②連邦評議会は、施行日を決定する。

a) 施行日

本稿脱稿および校了の時点では、いまだ制定・施行の日付は予定されていない。

b) 改正提案

施行規定についての説明は、比較法面での意義がないので、説明は解説に譲ることにする（『解説』39頁 40頁参照）。

関連法の改正

民法のほかに、民事訴訟法ほかの改正が予定されている。

(16) 第296条 a の新設

第296条 a（扶養料）

合意または決定により扶養料が確定されたときは、下記のことを通知・記録する：

- a 夫婦それぞれの、および子どもの、どの収入および財産から、〔扶養料が〕支払われる〔べき〕かを；
- b 子のために、支払われる〔金額〕を；
- c 子を扶養するために負担すべき金額が、いくら不足しているかを；
- d 生活費が変更しているさいに、扶養料を

変更すべきかどうか、また〔変更するとすれば〕どの程度変更す〔べき〕かを。

改正対象が特別法であるので、詳細は解説の説明に譲る（『解説』40頁参照）。

(17) 「1977年6月24日付け管轄規定」の改正

扶養につき、申し立てるべき管轄の記述についても、規定がもうけられる（同7条）。

比較法上の参考となるべき内容に乏しいと判断するので、条文の邦訳は省略する。

これについても、詳細は解説の説明に譲る（『解説』40頁-41頁参照）。

改正予定の条文は、以上である。

(18) 改正の影響

扶養を提案のように改正することにより、どのような影響があるかにつき、連邦への影響、カントンへの影響、国民生活への影響など、簡単な説明がみられる。比較法の視点からみて、その説明は紹介するほどの内容でもないと思われるので、説明を割愛する（簡潔には、『解説』41頁-42頁を参照）。必要があれば、政府草案が公表されてから、触れることにする。

3 若干の特色について

まずスイス法のレベルでの特色と、わが国との関係での特色について述べることにより、本稿のむすびにかえたい。

a) 子からの扶養請求権の強化

立法者自身も、子からの扶養請求（権）の強化が、主要目的の一つであることを明言する（『解説』15頁-16頁。原典：Erlaeuternder Bericht Nr.1.5.以下では、上記のような原典の詳細引用は割愛する）。しかも、父母の民事身分、すなわち父母が婚姻しているか、離別ないし独身であるかに関わりなく、同じ扱いが認められるべきである、とされる。

これは児童の権利に関する条約（UNO-KPR）27条1項・2項を具体化するものと理解されている。ちなみに、同条の条文は、下記のごとくである（訳文は、法務省訳による）。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1号の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確認するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

この部分との関係では、上記の条約には、つぎの趣旨が含まれる（とくに『解説』16頁を参照）。

①父母の民事身分、すなわち父母が婚姻しているか、離れないし独身であるかわりなく、同じ扱いが認められるべきである。

②とくに締約国に、つぎの義務、すなわち、私法・公法の連携を通じて、扶養立て替えの制度の確立を要請している。

このような背景のもとに、草案では、下記の3つの課題を提言している。

①子の扶養を求める権利の強化（下記のb）を参照）。

②公法と連携した私法上の扶養の確立（下記のc）を参照）。

③赤字ケース、すなわち父母の資力が子の扶養に不足する場合の扱いの明示（下記のe）を参

照）、など。

以下では、これら課題について簡潔に補足しておこう。

b) 世話扶養を求める子の請求（権）

第1に、子と共同生活を送っている父母は、それぞれの資力に応じて、子の扶養を行うべき義務を負っている。扶養の形態としては、金銭給付のほか、世帯の執行、たとえば家事の執行、子の世話などがありうる。

第2に、別居ないし離婚後にあっても、父母は、共同して子の扶養につき責任がある。この場面では、子に対する扶養料の分担が重要な問題となる。子の年齢にもよるが、男性・父側は金銭給付の形で、女性は子を養育することにより扶養義務を分担するというのが通例である。草案では、世話扶養を扶養の一形態と捉えることも、一つの特色といえるであろう。

第3に、上述のように、父親が扶養料を給付するという場合には、子の扶養料の算定が問題になる。そのさい、直接的な費用と間接的に要する費用とに分けて論じられる（『解説』17頁参照）。

前者の例としては、衣食住に要する費用をいう。その額は、子の年齢と父の給付能力が一番の基準となる。後者の例としては、子の養育・世話のための時間の出捐、家事の執行などがその例である。

第4に、現行法のもとでの「世話扶養」について、下記の修正を行っている。

①125条の一部改正（前述参照） 要するに、離婚後の扶養も、扶養の一要素と認識されていない。これを扶養の一形態であることを明らかにする必要がある。

②295条1項2号では、父性確定訴訟、わが法流にいえば、認知訴訟において、出産前後の扶養請求が規定される。

これに関して、既婚の父母と未婚父母の場合（事実婚の場合を含めて）とでは、扱いが不平等である（『解説』17頁－18頁を参照）。別れた父母の一方も、一定の期間は、それまでと同様に、子の扶養に参加すべきである。子の生活の変化を考

えるならば、世話扶養についても考慮に入れるべきであり、この認識を持つことが重要である。

これに対して、草案の下での世話扶養についていえば、上記のような不平等な扱いを除去するために、草案では、つぎのような提案をする（『解説』18頁参照）。

世話扶養を行っていない父母の一方は、子の父母が婚姻しているかどうかといった父母の婚姻形態に係わらず、子の出生から少なくとも3年間、子の世話をしている他方父母に対して、扶養料を支払うべきである。

草案の提案によれば、世話する父母が世話に費やす時間・費用との関連で、扶養料算定にさいして、世話扶養を考慮すべきである。それゆえ285条は改正されるべきである、と説明される。

その結論の一つとして125条2項6号を削除すべし。これにより、子の扶養についての新法では、子の扶養は、一方が世話扶養のために費やす貢献は、婚姻「後」（のみ）の扶養料の算定のための基準ではなく、もっぱら子に帰属する扶養料の算定の基準となる、と。

その他に、草案では、子の就職後の子の世話につき、子の世話扶養のための費用の貢献を肯定しており、また、子の就職後の子の世話につき、子の世話扶養のための費用の貢献を肯定されているので、295条2項2号の規定は、廃止すべきである、という結論を導く。

さらに、草案276条では、他の者に対する扶養義務よりも、子への扶養義務を最優先する。同条は規定する、未成年者に対する扶養義務は、他の親族に対する扶養義務より優先すべきことを、明言したものである。草案解説によれば、「未成年の子に対する扶養義務が、他方配偶者および成年の子に対する扶養義務より優先する旨が明言された」と説明する（『解説』36頁。これにつき、簡潔には、『解説』20頁を参照）。

c) 立て替え援助(救助)に関する実務の統一
実務の統一ぐあいの進展は、スイス固有の問

題であるので、今回は立ち入らない（『解説』20頁以下を参照）。要するに、新親子法（1978年施行）のように、「子には扶養を求める権利がある」と規定するだけでは不十分であるので、扶養立て替え法を規定した（291条以下を参照）。実務との係わりへの言及は、今後の課題としたい。

d) 私的扶養と公的扶養との融合

父母の資力だけでは子の扶養が全うされない場合には、公的扶養が登場するという話である（これについては、『解説』21頁以下に譲る）。ドイツ法の動向については、わが国でも若干の紹介原稿が存在する（たとえば、ドイツにおける扶養の限界と判断基準 社会扶助制度との関連の中で（1）（2）帝塚山法学11号，12号，2006年，を参照）。これらとの係わりについても、今後の研究に留保しておきたい。

e) 扶養料が不足する場合の扱い

この場合、上記の「不足」、つまり足りない部分を、父母と子とで、不足を分担するという方式も、扶養義務配偶者の最低生活を優先させるという方式も採用されなかった。子の保護に役立たないという評価・認識が、不採用の理由である。

草案の規定（草案286条参照）によれば、一定の事情のため、たとえば、扶養料を支払うことができなかった場合などにおいて、未払い配偶者の財産状況が改善され、扶養料の支払いが裁判などで確定されたときは、最後の5年間分をさかのぼって未払い扶養料の支払いを請求することが認められる。さらに、その間に、市町村が立て替え扶養していた場合には、市町村が、その返還を請求することができるなど、が明記された（手続は民訴296条を参照）。

後者の立て替えの点を除けば、大幅な遡及を認める制度である（詳細については、『解説』27頁以下に譲る）。

その他、パートナー婚法32条3項，7条（2項），児童のための権利条約の27条なども参照されたい。

ここでは、わが法の視点からみた特色を2点だけ指摘しておこう。

f) 扶養契約

第1に、扶養契約についていえば、わが民法で論じられている「認知請求権放棄」と係わる問題がある。わが国における裁判例におけると同じように、たとえば婚姻外の真実の父と子との間で、未認知の子につき、「扶養」契約が締結されることがある。母が子を代理するのが通例である。

このような契約の有効性については、有効と解することに異論はない。しかし、比較法の面で興味を引くのは、「そのような合意があっても、法定の期限内に、親子関係の確定を求める訴権には影響がない」、と明言されていることである。このような結論は、本論に示したように、立法者の意思であり、かつ学説上も、異論がないということである。

g) 嫡出否認と扶養義務との関係

この問題については、わが国ではまったく論じられていない。嫡出否認の裁判が確定した子は、身分登録上の父との関係では、子の出生のときに遡及して、出生のときから上記の父には、扶養義務がないはずである。とすれば、不当利得の問題が話題にされてもいいように思われる。

スイスでは、真実の父に対する不当利得返還（義務）につき議論がある（拙著『血統訴訟と真実志向』1997年、102頁）。いずれわが国でも、この問題を論ずるの必要があり、そのおりにはスイス法のもとでの扱いが重要な参考立法となるであろう（なお、否認なき場面における監護費用の請求につき、最判平成23年3月18日民集23・6・213）。

h) 比較法

第1に、若干の法制との簡単な比較が解説に示されている。スイス法の位置づけを知る意味で、これに基づいて、結論の違いのみを示しておこう（『解説』31頁以下を参照）。

第2に、子の扶養（額）を確定するさいには、

いずれの法制においても、つぎの2つの要素を重視するのを通例とする。すなわち、①扶養権利者である子の必要、②扶養義務者である者の給付能力、の2つがそれである。

具体的な確定手順としては、①裁判所に扶養額の確定を委ねる法制と、②標準的な算定表を用いる法制とに分かれるようである。これによると、わが国は、一応後者のシステムに近いが、特殊事情などを主張して争われた場合には、前者のシステムに近いことになる。もっとも、父母が相互に婚姻関係にあるか否かでは、算定システムに違いがないのが、今日の趨勢であるとされる。この点では、スイスの改正案も、上記の世界標準に従っていることになる。

つぎに各国の特色を示していこう。オーストリアは、筆者が研究しているので、他のドイツ、フランスに比べて、少し詳しく紹介する。

1 オーストリア法

オーストリアでは、つぎの原則から出発する（拙著『概説オーストリア親子法』2003年、とくに207頁以下を参照）。

家事を行い、子の世話をしている父母の一方は、それにより扶養義務を完全に果たしていると評価する（かつてのドイツの役割分担に近いが、男女の役割分担を固定していない）。したがって、他方の父母が、扶養料をすべて金銭で支弁すべきことになる。結論において、スイスでの扱いと同じである。

上記父母の一方が、自分自身の生活を確保するほかに、子のために必要な扶養料のすべてを給付することができないときには、子の世話を行っている父母も、金銭的な分担をすべき義務が生じる。

双方が世話扶養を行う場合には、世話が少ない父母が、その限度で、金銭的な扶養分担の義務が生じる。もっとも、分担額の最終判断のおりには、父母の収入のほか、子のそれも考慮の対象に含められる。

1) 父母の分担義務と分担の程度

第1に、父母はそれぞれ、各自の経済力に応じて、子を扶養すべき義務を負う。そのさい、子の素養、能力、性向、発達可能性などが考慮される(140条1項)。1971年改正前は、扶養義務者の収入が子の扶養の程度を決める一番ないし唯一の要素とされていたが、改正法では、以下に示すように、より多元的な要素を考慮して扶養額を算出する規定が用意されている。

第2に、「子の必要」の内容は、衣食住のうち住は除かれるから、とりわけ食事、衣類、さらには教育費用などがその中心である。文化面やスポーツ健康面の視点から、自由時間を持つことや、休暇をとるための費用を計上する裁判例もみられる(たとえば 42 659)。

ところで、通常の子の必要費を算出するには、かの「算定表」登場前の、かつてのわが国と同様に、消費に係わる統計(いわゆる消費者物価指数)が用いられる。「最低の」必要費の算出にあたっては、最低必要費の額の確定が重視され、それに比べると父母の生活関係はあまり考慮されないようである(簡潔には、

140 2)。

コチオール教授によれば、大まかにいえば、子の年齢に応じて、純収入の16%—22%が一応の目安だとされる(

479 および

1977 648 1998 506 1999 182などの連邦最高裁判決を参照)。たとえば、連邦最高裁判決1998年2月23日(前掲 1998 506)では、父の月額収入22300シリング(平均額)で、子(判決時2歳未満と思われる)の扶養料が4300シリングと算出されている(収入の約19%に相当する)。さらに判例によれば、たとえば父母の賃料収入も、争いがあるが、扶養額を算定するための基礎収入に含まれるものと解されている(前掲・最高裁判所1998年8月12日 1999 182)。

他方、「必要」には含まれない例として、将来に備えて子の名義で行う貯蓄に要する金銭、疾病保険費などがその例である(いずれも裁判例がある。たとえば後者につき、 53 118, 53 119)。

第3に、「特別な必要費」を要する場合もある。その場合には、必要を生ぜしめる事情(たとえば病気、幼稚園の費用)を視座にいれながら、「平均的な」特別必要費が算出される(

140 3)。特別費の場合にはとくに、子の素養、能力などの要素が重要である。ゆえに、たとえば、子に能力とその意思があれば、当然のこととして、大学教育に要する費用も「必要費」に含まれることになる(裁判例多し。たとえば、 478 24の判例を参照)。

第4に、かつては過去の扶養料について支払い判決ができるかにつき議論があった。否定説が支配的であったが、否定する法律上の論拠に乏しい、扶養請求権は消滅時効にはかからないはず(1480条)ゆえ、過去の扶養料請求は肯定されるべきである、という批判も当時から有力であった(これにつき、 481 4)。

しかし、連邦最高裁1988年判決(1988 123= 1988 586)は、上記の批判を受け入れて、過去の扶養料請求を肯定する立場を明確にして以来、今日では、請求肯定は当然のことと解されている(その後の同趣旨の裁判例として 1997 78)。また逆に 不当に過払いされた扶養料についても、最高裁判決はみられないが、返還請求が肯定されるようである(通説も同旨)。

2) 扶養料の減額

第1に、扶養料の減額につき、子に固有の収入(たとえば、労働収入、資産から生ずる果実、公的な給付金など)があれば、子からの扶養請求額が減額されるか。学説・裁判例は消極説が優勢であり、減額されるのではなく、その具体的必要に向けられるべきである、と解されている(

140 11 裁判例につき

479 26 所掲の判例を参照。とくに、下記の 65 114を参照)。もっとも、子に資産があっても、それをつぎ込む必要はないものとされる。なお、見習い期間中の報酬は、子の財産としては考慮の対象とされないようである(簡潔には、 140 11)。

ここでは、ディーデングケースとされる判例

を示しておこう（とくに、64 94、65 114など）。上に示した判例のうち、後者の連邦裁判所判決1992年8月26日（65 114）をあげておく。

未成年者はその母のもとで生活。彼の父は89年8月1日以来、月額2300シリングの義務を負った。1審（ザンクトペルテン地区）裁判所は、90年4月30日付けの決定で、90年4月1日から93年3月31までの期間について、月額2300の扶養立替金を認めた（扶養立替法6条1号の基準に従った数値）。ところが、91年9月1日以降は、未成年子に月額（平均）4015の労働収入があった。

1審裁判所は、上記の事実を認定した上で、91年10月2日付けの決定で、91年9月1日－93年3月31日までの期間についての扶養立替金の額を、月額1972に減額した。減額の根拠は、子に労働収入が生じたゆえ、それに相応して扶養義務者たる父母の扶養負担が軽減されるべきである、とした（片親の子の受給年金の月額3980シリングの2分の1に近い1972とされたのである。正確に2分の1でない理由は不詳）。次いで、高裁は減額率を3分の2として、立替額を1300とした。

連邦最高裁は、90年4月1日、93年3月31日までの期間の立替額を2300から1500に減額した（判決公表当時は、旧通貨のシリンクである）。それを導く結論部のみを抽出すれば、下記のごとくである（とくに判例集107頁参照）。15歳19歳に属する年齢の未成年者の平均必要費は3690である。ところが、未成年者自身に、この数値を超える労働収入があるので、父母に対する扶養請求権は、3000に減額される。この基礎額の2分の1が立替額であるから（扶養立替法6条1項前掲を根拠とする）、立替額は1500とするべきである。

結局、扶養立替額をゼロとする父の主張を退けるとともに、推定で純収入12000を有する父の子に対する扶養義務の存在を確認したものである。ちなみに、判決の要旨では扶養請求権者である未成年者のために、他の財産からその扶養必要を支弁できる資力があるときでも、扶養義務者（＝金銭扶養すべき義務者）に対する残りの扶養請求権は保証される、という表現で要約されている。

第2に、自活能力は、未成年到達の前だけでなく到達後でも問題となる。ここで自活能力というのは、父母の世帯の外で自活できる能力をいう。とくに資格取得を目的として、成年後も職業教育を受講することが少なくないようである。本人の能力と父母の拠出能力から判断する、いわゆる適応理論で処理される（

140 12； 479）。

また、子がいったん自活能力を得たが、のちにそれを失う場合もあり、そのときから、扶養請求する場合もあり、これも当然に許されている。文献によれば、婚姻後も、夫婦に自活能力がなければ、父母に扶養義務が生ずる旨を肯定する文献もみられる（480 2）。

3) 扶養の形態など

第1に、扶養の形態は、現物給付が原則であるが、子と父母とが別世帯であれば、金銭給付の形態をとるのが通例である（480

2）。結論において、いずれの国でも同じであろう。

第2に、父母の生活程度については、2つの考慮が必要である（下記のほか、詳細については、

140 4）。一つは、父母の

共同の生活関係が算定の一番の要素となり、他の一つは、たとえば共同生活関係を欠いていれば、父母の財産状況が基準となる。前者を補足すれば、とりわけ、職業、教育程度、収入、財産などがその例である。

4) 夫婦各自の分担

第1に、その「(経済)力に応じて」という表現は、経済的な能力、とくに職業上の地位、教育程度、財産関係などに依存している（

477 1； 140 6）。

第2に、父母各自は、義務を果たすために、各自の可能性を尽くす必要がある（限界理論。これについては、文献が多い。477 8

所掲の文献を参照）。ゆえに、必要な場合には、たとえば、自分の小遣い銭はもちろんのこと、資産自体もつぎ込む必要がある（判例多し）。コチオール教授によれば、家事執行に従事する、いわゆる専業主婦が家事・育児以上に分担義務

が要求されるのは、上述の意味での「限界理論」から導かれる帰結だと評される。

5) 扶養請求権の喪失など

第1に、喪失原因一般という形では論じられていない。むしろ、扶養については「喪失状態は存在しない」と明言される（詳細については、140 15）。

第2に、社会保険、青少年保護法との関係については、別書に譲る（140 15）。

第3に、「扶養保護法」（1985年制定）に触れる必要がある（140 15）。家族扶助は、扶養義務者をして扶養義務から解放する目的がある。もっとも、最高裁判決によれば、家族扶助は専業主婦にのみ認められる、認められても金銭債務者の地位からの離脱を認めるものではない、とされる（1995 372）。

6) 家事執行配偶者の場合

第1に、家事執行配偶者は妻であるのが通例である。その場合、妻は、ドイツ同権法下と同様に、子を世話することにより、子を扶養する分担義務を履行しているものと扱われる。もっとも、例外的に、子に特別の必要があるとき、言い換えると特別に費用が必要な場合には、子の世話だけではなく、それ以上の分担義務が要求される場合もある（140条2項参照）。

第2に、本項の特則は、子が成年に達しているが、いまだ自活能力を欠く子についても適用される（140 9）。

第3に、家事執行配偶者は、24時間子の世話をしている必要はない。典型的には、幼稚園に預ける例が登場するが、この場合でも、「子を世話する」という要件が欠けるわけではない。もっとも、たとえば病気等で入院している場合などにあつては、金銭負担の公平な調整が要求されるので、その場合には家事執行配偶者に金銭負担が生ずる場合がありうるわけである（簡潔には、140 6 および同所 所掲の裁判例を参照）。

2 ドイツとフランス

1) ドイツ

ドイツでは、父母、正確にいえば配偶者それぞれの役割分担を肯定して、いわゆる世話扶養の枠内で、共通する子の世話を考慮する。

離婚した夫婦の一方（通例は女性）は、他方（通例は男性）に対して、子の養育・世話していることを根拠として、子の出生後、少なくとも3年間、扶養料の給付を請求することができる。この期間は、子および父母の一方に係わる事情の変化を考慮しながら、相当かつ必要な範囲で、伸長されることが認められている。そのさい、子の利益と、子の世話の可能性が考慮される（ド民1570条）。

婚姻していない父母の一方のため（にする）世話扶養請求は、同じ基準に従って、算定される（同1615条）。ここで父母・両親は、世話権を共同して行使している場合において、子が父母それぞれと、半分の時間を過ごすときに限り、初めて世話扶養の減額が行われる。

2) フランス

フランスでは、扶養料の算定は、前述した「一覧表システム」がとられている。そのさい、子の扶養のための額は確定額が決められていて、子を世話していない父母の一方と過ごす日数・比率は、考慮されないそうである。

その他、標準一覧表では、最低扶養料が定められていて、それをベースとして、他の要素、とくに、子の必要費、債務父母の収入、子の数、子と父母との交流の程度などが考慮されるようである。

子との交流に応じて、3種類の一覧表が用意されている。程度、すなわち、減額、変更など、それぞれに応じて、確定的な額が定められている。

3) その他

イギリス法や国連レベルについても、『解説』31頁以下を参照されたい。

4 現行の条文について

下記の訳文は、1978年に施行された「改正親子法」の条文である（離婚法で修正されたそれは、本文中で触れている）。

第2款 父母の扶養義務

第1に、親子法の全面改正が実現された当時の立法資料である。

〔報告・官報1974年2巻1-24頁、56-69頁、上院75年124頁・130頁、下院75年1769頁、上院76年88頁、下院76年423頁、上院76年247頁・324頁〕

第2に、各条文の下に示した外国法の条数は、比較対象するおりの参考となるよう、スイス法が全面改正された当時の各国の参考条文を付している。

第276条（A 対象と範囲）

①父母は、子を扶養しなければならない。教育、修業、子の保護措置に要する費用もこれに含まれる。

②扶養は、養育によって、または子が父母の監護の下にいないときは、金銭給付〔の方法〕によって、これを行う。

③子が自己の労働収入またはその他の財産によって、子自身の生活費を支弁することが期待できるときは、その程度に応じて、父母は扶養義務を免れる。

〔フランス民213条以下、ドイツ民1631条、オーストリア民140条以下。以下では、国名の表示は、カタカナ1字のみで略記する〕

第277条（B 扶養期間）

①父母の扶養義務は、子が成年に達するまで継続する。

②子が成年に達したときに、いまだ修業中であるときは、一切の事情を考慮して、父母が子の扶養を継続することが期待できるかぎり、父母は、通常期間の修業が終結するまで、なお子を扶養しなければならない。

〔フ民213条以下、ド民1631条、オ民140条以下〕

第278条（C 父母が婚姻している場合）

①婚姻している父母は、婚姻法の規定に従って、〔子の〕扶養費用を負担する。

②〔子と継親関係にある〕各配偶者は、他方配偶者が婚姻前の子に対する扶養義務を履行するため、適切な方法で他方配偶者に協力しなければならない。

〔フ民213条以下、ド民1631条、オ民140条以下〕

第279条（D 扶養請求の訴え I 訴権と管轄）

①子は、父または母に対して、将来および訴えを提起する前1年間の扶養〔費用〕の給付を訴求することができる。

②〔前項の訴えについては〕原告または被告の住所地の裁判官が管轄権を有する。

③親子関係の確定、離婚および夫婦共同体の保護に関する裁判官の管轄は、このかぎりではない。

第280条（II 手続）

①各カントンは、扶養義務に関する争いについて、通常手続および迅速手続を定めなければならない。

②裁判官は、職権により鑑定を依頼し、自由に証拠を評価する。

③扶養請求の訴えは、父性確定の訴えと同時に、提起することができる。

第281条（III 予防的措置 1 通則）

①訴えが提起されたときは、原告の請求に基づいて、裁判官は、訴訟の継続期間中に備えて、必要な予防的措置を講じる。

②親子関係が確定されたときは、被告は、相当な分担金を供託するか、または、事前にこれを弁済しなければならない。

③供託は、裁判官の指定する金融機関への払込みによって、これを行う。

〔フ民340条以下、ド民1615条o、オ民168条以下〕

第282条（2 父性の確定前 a 供託）

扶養請求の訴えが父性確定の訴えと同時に提起され、〔被告の〕父性が疎明されたときは、被告は、原告の請求に基づいて、判決の前に、分娩費用および母と子の扶養に要する相当な分担金を供託しなければならない。

〔フ民340条以下、ド民1615条o、オ民168条〕

第283条（b 事前の弁済）

〔被告男性の〕父性が推定され、この推定が遅滞なく提出できる証拠によって排除されえな

いときは、被告は、原告の請求に基づいて、判決の前に、子の扶養に要する相当な分担金を給付しなければならない。

第284条（c 管轄）

供託、事前弁済、供託分担金の支払い、および事前弁済金の返還については、当該訴えの判断につき管轄権を有する裁判官がこれを決定する。

第285条（IV 扶養分担額の算定）

①扶養分担額は、子の必要費および父母の生活程度や給付能力に応じて、その他、子の財産および収入を考慮しなければならない。

②児童手当、社会保険年金、〔その他〕扶養義務者に帰属する、同様の給付は、裁判官が別段の決定をしないかぎり、扶養分担金にこれを付加して支払わねばならない。

③扶養分担額は、あらかじめ裁判官の決定した期日までに支払わなければならない。

〔フ民347条以下、ド民1615条a、オ民166条以下〕

第286条（V 事情の変更）

①子の必要費、父母の給付能力または生活費に変更を生じたときは、裁判官は、扶養分担額の増減を命じることができる。

②事情が著しく変更したときは、裁判官は、父母または子の申立に基づいて、扶養分担額を新たに決定するか、またはこれを免除することができる。

第287条（扶養義務についての契約 I 定期的給付）

①扶養分担額に関する契約は、後見官庁の承認を得なければ、子に対しては、その効力を生じない。

②契約上決定された扶養分担額は、これが後見監督官庁の承認を得て合意されたのでないかぎり、これを変更することができる。

③裁判手続きにおいて契約が締結されたときは、その承認については、裁判官がこれについて管轄権を有する。

〔フ民247条以下、ド民1615条a、オ民166条以下〕

第288条（II 協定）

①子の利益に合致する限り、子の扶養に関して協定を〔締結〕することができる。

②〔前項の〕合意は、〔下記の場合には〕子に対して効力を生ずる：

a 後見監督官庁、または裁判手続き中の〔契約〕締結の場合には、裁判官がその承認を与えたとき、

b 協定額が、協定のさいに指定された機関に納付されたとき。

第289条（F 履行 I 請求権者）

①扶養分担金請求権は子に属し、子の法定代理人への給付によって行う。

②前項の規定にもかかわらず、ゲマインバーゼンが扶養を行うときは、子の扶養請求権は、すべての権利とともに、ゲマインバーゼンに移転する。

第290条（II 執行 I 適切な助力）

父または母が義務を履行しないときは、後見官庁またはカントン法に定められたその他の機関は、他方配偶者の申立に基づいて、扶養請求の執行にさいして、適切な方法でかつ無償で助力しなければならない。

第291条（2 債権者に対する命令）

父母が子に対する要務を怠るときは、裁判官は、全部または一部の弁済を、子の法定代理人へ給付するように命じることができる。

第292条（III 担保の供与）

父母が扶養義務の履行を頑強に拒否するとき、または父母が施設へ逃避したり、子の財産を浪費ないし徒消する恐れがあるときは、裁判官は、将来の扶養分担に備えて、父母に対して相当な担保を供与させることができる。

第293条（公法）

①親族の扶養義務〔に関する規定〕を留保して、父母および子のいずれもが、〔子の〕扶養費用を支弁することができないときは、公法において、扶養費用を負担すべき者を定める。

②その他に公法において、父母が〔子に対する〕扶養義務を履行しないときは、子の扶養のために、立替金の実施細則を定める。

第294条（養育父母）

①養育父母は、相当な養育料を請求することができる。ただし、これと異なる合意あるとき、または特段の事情があるときは、このかぎりでの

はない。

②子が、近親者によって、または将来の養子縁組のために養育されているときは、〔それに要する養育料は〕無償と推定する。

第295条（J 未婚の母の請求権）

①母は、遅くとも子の出生後一年内に、父性確定の訴えを管轄する裁判官のもとに、父またはその相続人を被告として、〔下記の〕賠償金を訴求することができる：

- 1 出産費用；
- 2 子の出生前少なくとも4週間、および子の出生後少なくとも8週間の扶養料；
- 3 子の最初の衣装を含めて、懐胎または出産により必要となった立替金。

②以前に懐胎を終えているときでも、裁判官は、公平の見地から、賠償金の一部または全部の支払いを命じることができる。

③〔裁判官は〕事情により相当な範囲内で、法律または契約に基づき、母が請求権を有する第三者からの給付を、賠償金に参入することができる。

〔フ民340条以下 ド民1615条 オ民167条以下〕

〔2012年9月8日脱稿〕